

2. 事業の目的と概要	
(1) 事業概要	<p>本事業は、ナイロビ市の暴力的過激派の影響が深刻なイースリー地区において、特に勧誘されるリスクの高い14～35歳の若者を主な対象とし、過激化を初期段階で予防するための人材育成と仕組みづくりを行う。本事業では、以下の3つのアプローチを通じ、過激化の根本原因の解決に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高リスクの若者への心理社会的支援</li> <li>② 暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画の策定・実施支援</li> <li>③ 若者の就業能力向上とキャリア構築支援</li> </ul> <hr/> <p>This project focuses on human resource and mechanism development to prevent radicalization of youth between the ages of 14 and 35 years at early stage in Eastleigh, Nairobi, where the influence of violent extremism is serious. This project will address some of the principal factors that make the youth in Eastleigh vulnerable to violent extremism through the following approaches:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① Psychosocial support for youth at risk of Violent Extremism</li> <li>② Community-based initiative for youth engagement in Preventing Violent Extremism (PVE)</li> <li>③ Empowerment of youth on business and career opportunities</li> </ul>
(2) 事業の必要性(背景)	<p>ケニアでは、アル・シャバーブなどの暴力的過激主義による事件が後を絶たない。2013年9月のナイロビショッピングモール襲撃事件(犠牲者数67名)、2015年4月ケニア北東部のガリッサ大学襲撃事件(犠牲者数147名)をはじめとする大規模な襲撃事件のほか、散発的で小規模な襲撃事件も続発している。2017年は1～11月に49件のテロ事件が発生し、108名が犠牲となった<sup>1</sup>。</p> <p>暴力的過激派による事件の急増を受け、ケニア政府は2014年にテロ対策の調整機関としてNational Counter Terrorism Center(以下、「NCTC」という)を設立し、2016年に国家戦略としての暴力的過激化対策「National Strategy To Counter Violent Extremism」(以下、「国家暴力的過激主義対策戦略」)を策定した。同戦略は、あらゆるセクターが9つの重点分野に共同で取り組む必要性を強調している。</p> <p>ケニアの首都ナイロビ市イースリー地区は、隣国ソマリアやダダーブ難民キャンプ、ソマリアとの国境沿いなどから流入する過激派組織の活動の温床として見られており、ケニア国内で多発するテロ対策として近年治安当局による厳しい取り締まりの対象となっている。治安当局による取り締まりの中には過度な取り締まりも発生しており、ソマリ系の住民を対象とした暴力、汚職行為、強制失踪<sup>2</sup>、違法な殺害なども確認されている。これら治安当局に対する恨みや恐怖に加え、雇用機会の不足を含む経済的困窮、悩みや問題を相談できる場の欠如などにより、社会への不満や人生への絶望感を抱える若者がアル・シャバーブなどの過激派組織や犯罪組織の扇動・勧誘により過激化し、テロや暴力行為の実行に加わる要因となっていることが判明している。</p> <p>子どもや若者が過激思想の影響を受けていることを家族や学校教員など身近な人間が事前に察知することもあるが、警察や治安当局に対し不信感を抱くがゆえに</p>

<sup>1</sup> The Centre for Human Rights and Policy Studies

<http://www.chrips.or.ke/wp-content/uploads/delightful-downloads/2017/12/oseia-Policy-Brief.pdf>

<sup>2</sup> 政府により理由もなく拘束され、行方不明になること。

相談できず、過激化を防げていない事例も多い。また、勧誘の手段も多様化しており、奨学金授与、物的支援、結婚相手の紹介などと称して貧困層の男女の若者を戦闘員に勧誘するケースもある。このような過激化と暴力の拡散を防ぐため、若者が直面する勧誘手口やリスクを認識し、過激化予防の仕組みを整備するとともに、コミュニティ内での問題解決のノウハウを共有・蓄積し、過激化予防と平和構築のためにより幅広い層の住民が行動するための知識や手段の啓蒙が必要となっている。

本事業は3か年事業の第2年次であるが、当初計画では、コンポーネント1: 高リスクの若者への心理社会的サポート、コンポーネント2: 若者主体の過激化予防活動・就業能力向上支援、コンポーネント3: ナイロビ市の暴力的過激化予防戦略策定支援という構成とし、コンポーネント3において、ナイロビ・カウンティ政府やケニア政府の国家テロ対策センター(NCTC)とも調整の上、ナイロビ市の暴力的過激化予防戦略の策定を支援する想定であったが、第1年次の前年に実施された大統領選挙の結果を受けたナイロビ・カウンティの政治情勢の流動化により、ナイロビ・カウンティとの協同活動の実施が困難となった。NCTCとも協議した結果、暴力的過激化予防の枠組み策定を政府主導からコミュニティ主体で実施できる内容に変更することが望ましいとの結論に至った。これを受けて、第1年次において事業計画の変更を行い、事業構成を、コンポーネント1: 高リスクの若者への心理社会的サポート、コンポーネント2: 暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画の策定・実施支援、コンポーネント3: 若者の就業能力向上とキャリア構築支援とした。コンポーネント3において心理社会的コミュニティワーカー30人(うち15人はユースリーダーを兼務。第2年次の終了時にカウンセリングに関する技能を測り、特に優れた技能を持つ15人をユースリーダーとして選定。二年目以降、コンポーネント2のユースリーダーとして活動を実施)の稼業を支援することで、事業終了後も持続的にコミュニティ内で心理社会的支援および暴力的過激化予防活動が実施されることを目指す。活動を担う心理社会的コミュニティワーカー及びユースリーダーの経済能力が向上しなければ事業終了後にボランティアベースで活動継続が難しいことが過去事業の教訓から明らかとなっているため、本コンポーネントを実施する。加えて、コミュニティの若者のべ800人を対象にキャリア構築と起業に関するセミナーを開催し、就業や起業を目指す若者が職業訓練校や必要な公的・民間のサポートを得られるよう情報を提供する。支援に参加した若者が仕事の斡旋や奨学金の授与等をインセンティブに暴力的過激派組織に勧誘されにくくするレジリエンスを備えられるようになることを目指す。

本事業の第1年次において、心理社会的コミュニティワーカーとして育成する若者30人を選定し、人材育成を開始した。また、イースリー地区行政官チーフ、コミュニティ内の紛争や治安情報に精通しているNyumba Kumi<sup>3</sup>や平和委員会<sup>4</sup>の指導者、ナイロビ市議会のメンバー、イースリー地区を管轄する警察との調整と協議を進め、住民主導の暴力的過激化防止の枠組み策定に向けての環境づくりを行った。

●「持続可能な開発目標(SDGs)」との関連性

本事業は、貧困地域であるイースリー地区に住む若者に対し就業能力向上支援や

<sup>3</sup> 民族間の差異や偏見等を超えて近隣住民が良好な関係を構築し、草の根レベルの平和の実現を目指した政府主導のイニシアチブ。

<sup>4</sup> 行政機関である平和構築・紛争管理国家運営委員会の傘下にある組織。地域に平和を定着させるため、主に啓発活動等を行う。

	<p>キャリア構築セミナーを提供することから、SDGs の目標 4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」に貢献する。また、暴力的過激主義を予防するコミュニティ機能の強化を行うことから、目標 16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する」に貢献する。</p> <p>●外務省の国別開発協力方針との関連性 対ケニア共和国国別開発協力方針（旧国別援助方針）の別紙「事業展開計画（平成 28 年 4 月）」では、「東アフリカの要として地域の安定と平和に寄与する立場を取り戻すべくさらなる支援が必要」としており、ケニアおよび東アフリカで深刻化するテロ・暴力的過激主義の予防を通じた平和に寄与する本事業の目的と一致する。</p> <p>●「TICAD VIにおける我が国取組」との関連性 「繁栄の共有のための社会安定化促進」分野の取組に合致する。同分野では、社会的統合の推進による、特に若者、女性や障害者、家族に対する個人及び彼らのコミュニティの保護とエンパワーメントを通じた社会安定化及び平和構築が強調されており、若者のエンパワーメントを通じた紛争予防及び平和構築の促進を目的とする本事業の目的と一致する。</p>
(3) 上位目標	ナイロビ市イースリー地区の暴力的過激派の影響が軽減され、治安が改善する。
(4) プロジェクト目標	<p>ナイロビ市イースリー地区において、勧誘されるリスクの高い若者の過激化が初期段階で予防される。</p> <p><b>コンポーネント 1</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力的過激主義のリスクに晒されている若者に心理社会的支援を提供するコミュニティメンバーの能力が向上し、イースリーの若者が抱える課題を見つけ対処できるようになると同時に、適切な紹介先（学校、病院、警察等）に紹介できるようになる。</li> </ul> <p><b>コンポーネント 2</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1 年次に策定した若者主体の過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の活動が実施され、同活動によって得られた教訓や知見を集約し、住民主体の暴力的過激化予防フレームワーク（戦略）が策定される。</li> </ul> <p><b>コンポーネント 3</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心理社会的支援メンバー及びユースリーダー（全 30 人）が、1 年次に習得した起業に必要な基礎的な知識を生かし、少なくとも 15 人が起業する。</li> <li>・職業訓練校や金融機関等の協力を得てのべ 800 人のイースリーの若者に対してキャリア構築と起業に関する情報が提供されることで、必要な知識やサポートを得られる仕組みが構築される。</li> </ul>

(5)活動内容	<p>本事業は、三か年事業の第 2 年次として、暴力的過激化の根本原因の解決にコミュニティ自身に取り組むことが可能となるよう、若者を主体とした必要な人材の育成と仕組みづくりの強化を行う。</p> <p>第一に、過激化予備軍の若者が抱える問題を悪化する前に解決するとともに、暴力や虐待を受けた被害者に心のケアを提供するコミュニティ主体の心理社会的支援を実施する。第二に、若者自身がコミュニティで暴力的過激化を予防するために必要な方法を考え、必要な啓発や活動を実行するための能力強化を行い、コミュニティでの啓発など具体的な活動を若者主体で実施する。第三に、経済的な理由による暴力的過激派への参加を予防するため、若者に対する就業能力向上およびキャリア構築のための支援を行う。これらの活動を、治安当局や行政、宗教指導者や地域指導者たちと協力しながら実施することで、イースリー地区での若者の過激化につながる要因をコミュニティの若者たちが主体となり未然に防ぐことを可能とし、地域の安定化と平和を維持できるようにすることを目指す。</p>						
	<p>第 2 年次における主な活動は以下のとおりである（活動の連番は 3 年間を通した事業計画における番号）。詳細は、別紙 1「具体的な活動内容」を参照願いたい。</p> <p><b>コンポーネント 1：高リスクの若者への心理社会的支援</b></p> <p>このコンポーネントでは、心理社会的支援を提供するコミュニティメンバーを育成し、恒常的に支援活動ができるようにすることを目指している。当初計画では 15 人のカウンセラーを育成する予定であったが、上述の通り、事業内容をコミュニティ主体の暴力的過激化予防枠組みを策定することに変更したため、その策定と実施の中心的な役割を担うユース・リーダーを慎重に選定する必要が生じた。このため、カウンセラーの人数を 30 人とし、その中から適切な人材をユース・リーダーとして選抜する方法を採用することとした。</p>						
	1 年次事業の申請時						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="371 1240 443 1420">一年目</td> <td data-bbox="451 1240 1422 1420">           1.1 カウンセラー15人の選定・育成            1.2 3つのセラピー・ルームの設置とのべ330人の若者にカウンセリングを実施            1.3 カウンセリングのデータベース構築・運用         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 1429 443 1675">二年目</td> <td data-bbox="451 1429 1422 1675">           1.1 カウンセラー15人の技術向上と新たにのべ600人の若者にカウンセリングを実施            1.2 新たに3つのセラピー・ルームの建設・維持・管理とカウンセリングの強化            1.3 カウンセリング情報や必要なサービス等の情報をまとめたサイトの開発とデータベースの維持管理         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 1684 443 1890">三年目</td> <td data-bbox="451 1684 1422 1890">           1.1 カウンセラー15人の自立支援と新たにのべ1000人の若者にカウンセリングを実施            1.2 カウンセリングの実施と強化、6つのセラピー・ルームの現地団体への引継ぎ            1.3 データベースと情報まとめサイトの運営と引継ぎ         </td> </tr> </table>	一年目	1.1 カウンセラー15人の選定・育成 1.2 3つのセラピー・ルームの設置とのべ330人の若者にカウンセリングを実施 1.3 カウンセリングのデータベース構築・運用	二年目	1.1 カウンセラー15人の技術向上と新たにのべ600人の若者にカウンセリングを実施 1.2 新たに3つのセラピー・ルームの建設・維持・管理とカウンセリングの強化 1.3 カウンセリング情報や必要なサービス等の情報をまとめたサイトの開発とデータベースの維持管理	三年目	1.1 カウンセラー15人の自立支援と新たにのべ1000人の若者にカウンセリングを実施 1.2 カウンセリングの実施と強化、6つのセラピー・ルームの現地団体への引継ぎ 1.3 データベースと情報まとめサイトの運営と引継ぎ
一年目	1.1 カウンセラー15人の選定・育成 1.2 3つのセラピー・ルームの設置とのべ330人の若者にカウンセリングを実施 1.3 カウンセリングのデータベース構築・運用						
二年目	1.1 カウンセラー15人の技術向上と新たにのべ600人の若者にカウンセリングを実施 1.2 新たに3つのセラピー・ルームの建設・維持・管理とカウンセリングの強化 1.3 カウンセリング情報や必要なサービス等の情報をまとめたサイトの開発とデータベースの維持管理						
三年目	1.1 カウンセラー15人の自立支援と新たにのべ1000人の若者にカウンセリングを実施 1.2 カウンセリングの実施と強化、6つのセラピー・ルームの現地団体への引継ぎ 1.3 データベースと情報まとめサイトの運営と引継ぎ						
	第 2 年次申請（活動内容は主なもののみ。第 1 年次の事業変更含む。2 年目の全活動は別紙 1 を参照）						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="371 2036 443 2067">年</td> <td data-bbox="451 2036 1422 2067">1.1 持続可能な心理社会的支援体制の構築</td> </tr> </table>	年	1.1 持続可能な心理社会的支援体制の構築				
年	1.1 持続可能な心理社会的支援体制の構築						

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理社会的コミュニティワーカー30人の選定・育成</li> <li>・3つのセラピー・ルームの設置とのべ220人のコミュニティ住人にカウンセリングを実施</li> <li>・カウンセリング提供及び紹介先（リファラル）の連携の仕組みを構築</li> </ul> <p><b>1.2 暴力的過激主義のリスクに晒されている若者に心理社会的支援を提供するコミュニティメンバーの能力向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去事業の裨益者、紹介先（リファラル）、行政、警察の関係者を含めて、経験共有のためのフォーラムを開催</li> <li>・30人の心理社会的コミュニティワーカーに対して心理社会的支援に関する基礎技能研修を実施</li> <li>・一年目の終了時に30人の心理社会的コミュニティワーカーに対してカウンセリングに関する技能を測り、特に優れた技能を持つ15人をユースリーダーとして選定。二年目以降、コンポーネント2のユースリーダーとして活動を実施。</li> </ul>
二年目	<p><b>1.1 持続可能な心理社会的支援体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに3つのセラピー・ルームを学校や現地NGOに設置する。</li> <li>・30人の心理社会的コミュニティワーカーによるカウンセリングをモニタリングし、課題や教訓を記録する。</li> <li>・学校、病院、警察等の紹介先（リファラル）との連携の仕組みを強化する。</li> <li>・心理社会的コミュニティワーカーがオンライン上でクライアントデータを報告するための仕組みを整備する。</li> <li>・30人の心理社会的コミュニティワーカーにオンライン上でクライアントデータを報告する手法を指導する。・カウンセリングにより心理社会的な課題が解決されたクライアントや、それに関わった心理社会的コミュニティワーカーの成功談を記録する。</li> <li>・30人の心理社会的コミュニティワーカーにより、コミュニティ住民にカウンセリングの提供が継続される。</li> </ul> <p><b>1.2 暴力的過激主義のリスクに晒されている若者に心理社会的支援を提供するコミュニティメンバーの能力向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前期事業の裨益者であるマザレ・スラム、キアンビウ・スラム、紹介先（リファラル）、行政、警察の関係者を含めて経験共有のためのフォーラムを開催する</li> <li>・心理社会的サポートに関する基礎技能研修（1年目の発展編）の教材を開発する。</li> <li>・30人の心理社会的コミュニティワーカーに対して心理社会的サポートに関する基礎技能研修（1年目の発展編）を実施する。</li> <li>・30人の心理社会的コミュニティワーカーに対して技術的なフォローアップ研修を実施する。</li> <li>・30人の心理社会的コミュニティワーカーに対してモニタリング指導を行う。</li> </ul> <p>30人の心理社会的コミュニティワーカーのカウンセリングに関する技能を測り、必要なサポートを提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心理社会的コミュニティワーカー代表、警察官、病院、学校、行政を含むリファラル先及び関係者に対し、カウンセリングの結果得られた課題の共有と関係構築のモニタリングのための会合を行う。</li> </ul>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">三年目</p>	<p><b>1.1 持続可能な心理社会的支援体制の構</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たにのべ 266 人のコミュニティ住人にカウンセリングを実施</li> <li>・事業終了後もクライアントの紹介先（リファラル）との連携が継続するよう、自立的な連携関係を構築する。</li> <li>・クライアントデータを分析し、分析結果を紹介先（リファラル）、行政の関係者に共有する。</li> <li>・6つのセラピー・ルームを設置・建設した先の団体へ譲渡する。</li> </ul> <p><b>1.2 暴力的過激主義のリスクに晒されている若者に心理社会的支援を提供するコミュニティメンバーの能力向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30人の心理社会的コミュニティワーカー（第1, 第2年次と同じメンバーを継続的に育成）に対して心理社会的ケアに関する基礎技能研修を実施する。（2年目の発展編）</li> <li>・30人のカウンセラーのカウンセリングに関する技能を測り、事業終了後も活動を継続できるよう助言を行う。</li> <li>・心理社会的コミュニティワーカー代表、警察官、病院、学校、行政を含むリファラル先及び関係者に対し、カウンセリングの結果得られた課題の共有と関係構築のモニタリングのための会合を行う。</li> </ul>
<p><b>コンポーネント 2：暴力的過激化予防のコミュニティ行動計画の策定・実施支援</b></p> <p>上述の通り、事業内容をコミュニティ主体の暴力的過激化予防枠組みを策定することに変更したが、このコンポーネント 2において、その策定を行う。本事業では、その前段として、ユース・リーダーが中心となって行う自発的な暴力的過激化予防の活動を計画・実施し、自年次における暴力的過激化予防枠組みの策定に必要な経験と情報を蓄積する。</p>	
<p>1 年次事業の申請時</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">一年目</p>	<p>2.1 ユースリーダー15人の選定・育成</p> <p>2.2 ユースリーダー主体の問題分析、ニーズ把握</p> <p>2.3 ユースリーダー主体の暴力的過激化予防啓発活動をイースリー地区の他の若者のべ 800 人に実施</p> <p>2.4 ユースリーダー15人とイースリー地区の他の若者のべ 200 人を対象とした就業能力向上支援</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">二年目</p>	<p>2.1 ユースリーダー主体の暴力的過激化予防啓発活動をイースリー地区の他の若者・周辺地区の若者のべ 1000 人に実施（200 人×5 回）、提携団体の施設利用者・周辺地区の若者のべ 200 人を対象にピアエデュケーションを実施</p> <p>2.2 ユースリーダー15人とイースリー地区の他の若者・周辺地区の若者・ナイロビ市内の他のスラムの若者のべ 800 人を対象に就業能力向上支援（200 人×4 回）。適切な対象者に必要に応じてビジネスキットの配布を目指す。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">三年目</p>	<p>2.1 ユースリーダー主体の暴力的過激化予防啓発活動をイースリー地区の他の若者・周辺地区の若者・ナイロビ市内の他のスラムの若者のべ 1000 人に実施（200 人×5 回）、提携団体の施設利用者・周辺地区の若者・ナイロビ市内の他のスラムの若者のべ 200 人を対象にピアエデュケーションを実施</p> <p>2.2 ユースリーダー15人とイースリー地区の他の若者・周辺地区の若者・ナイロビ市内の他のスラムの若者のべ 800 人を対象に就業能力向上支</p>

	<p>援（200人×4回）。適切な対象者に必要に応じてビジネスキットの配布を目指す。</p>				
	<p>第2年次申請（活動内容は主なもののみ。第1年次の事業変更含む。2年目の全活動は別紙1を参照）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="368 360 437 1503" style="text-align: center; vertical-align: middle;">一年目</td> <td data-bbox="437 360 1437 1503"> <p><b>2.1. 事業周知イベント</b>            ・行政関係者、警察、Nyumba Kumi、平和委員会等の事業関係者を招き事業周知イベントを開催</p> <p><b>2.2. ベースライン調査</b>            ・心理社会的コミュニティワーカーに対し、イースリーの若者が抱える課題や暴力的過激派の影響を調査するための研修を実施            ・調査を実施し、ナイロビカウンティ政府、NCTC、警察、コミュニティ団体、若者・女性グループ等150名を対象に、調査結果を共有・検証するためのフォーラムを開催</p> <p><b>2.3. 若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）策定のためのカリキュラム・指針・手引きの作成</b>            ・若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）を策定するためのカリキュラム・指針・手引きを開発する。</p> <p><b>2.4. ステークホルダーの特定と連携関係の構築</b>            ・イースリー地区のステークホルダー（コミュニティ団体、治安組織、若者グループ等）を特定し、面談や本事業への活動を通じて共同関係を構築</p> <p><b>2.5. 若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の作成と活動の実施</b>            ・暴力的過激化に関する早期警戒・早期対応活動や啓発活動を含む、若者主体の過激化予防の行動計画（イニシアチブ）を作成し、関係者間で合意            ・若者による暴力的過激化予防活動を技術的に支援</p> <p><b>2.6. 若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の活動のモニタリング</b>            ・若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の活動を継続的にモニタリングし、支援が必要な場合は適切なサポートを実施</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1503 437 2069" style="text-align: center; vertical-align: middle;">二年目</td> <td data-bbox="437 1503 1437 2069"> <p><b>2.4. ステークホルダーの特定と連携関係の構築</b>            ・ステークホルダー（コミュニティ団体、治安組織、若者グループ等）との調整会議を1.5ヶ月に1回程度（計8回）実施し、若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）および住民主体の暴力的過激化予防フレームワーク（戦略）への提言やフィードバックを受ける</p> <p><b>2.5. 若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の作成と活動の実施</b>            ・30人の心理社会的コミュニティワーカーに対して2日間の暴力的過激化予防研修（事前・事後評価を含む）、1日間のリーダーシップとピア・エデュケーション研修を実施            ・1年次に策定した暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の活動を若者が主体となり実施            ・若者による暴力的過激化予防活動の実施、運営の支援            ・心理社会的コミュニティワーカーから選抜された15人のユースリーダー</p> </td> </tr> </table>	一年目	<p><b>2.1. 事業周知イベント</b>            ・行政関係者、警察、Nyumba Kumi、平和委員会等の事業関係者を招き事業周知イベントを開催</p> <p><b>2.2. ベースライン調査</b>            ・心理社会的コミュニティワーカーに対し、イースリーの若者が抱える課題や暴力的過激派の影響を調査するための研修を実施            ・調査を実施し、ナイロビカウンティ政府、NCTC、警察、コミュニティ団体、若者・女性グループ等150名を対象に、調査結果を共有・検証するためのフォーラムを開催</p> <p><b>2.3. 若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）策定のためのカリキュラム・指針・手引きの作成</b>            ・若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）を策定するためのカリキュラム・指針・手引きを開発する。</p> <p><b>2.4. ステークホルダーの特定と連携関係の構築</b>            ・イースリー地区のステークホルダー（コミュニティ団体、治安組織、若者グループ等）を特定し、面談や本事業への活動を通じて共同関係を構築</p> <p><b>2.5. 若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の作成と活動の実施</b>            ・暴力的過激化に関する早期警戒・早期対応活動や啓発活動を含む、若者主体の過激化予防の行動計画（イニシアチブ）を作成し、関係者間で合意            ・若者による暴力的過激化予防活動を技術的に支援</p> <p><b>2.6. 若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の活動のモニタリング</b>            ・若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の活動を継続的にモニタリングし、支援が必要な場合は適切なサポートを実施</p>	二年目	<p><b>2.4. ステークホルダーの特定と連携関係の構築</b>            ・ステークホルダー（コミュニティ団体、治安組織、若者グループ等）との調整会議を1.5ヶ月に1回程度（計8回）実施し、若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）および住民主体の暴力的過激化予防フレームワーク（戦略）への提言やフィードバックを受ける</p> <p><b>2.5. 若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の作成と活動の実施</b>            ・30人の心理社会的コミュニティワーカーに対して2日間の暴力的過激化予防研修（事前・事後評価を含む）、1日間のリーダーシップとピア・エデュケーション研修を実施            ・1年次に策定した暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の活動を若者が主体となり実施            ・若者による暴力的過激化予防活動の実施、運営の支援            ・心理社会的コミュニティワーカーから選抜された15人のユースリーダー</p>
一年目	<p><b>2.1. 事業周知イベント</b>            ・行政関係者、警察、Nyumba Kumi、平和委員会等の事業関係者を招き事業周知イベントを開催</p> <p><b>2.2. ベースライン調査</b>            ・心理社会的コミュニティワーカーに対し、イースリーの若者が抱える課題や暴力的過激派の影響を調査するための研修を実施            ・調査を実施し、ナイロビカウンティ政府、NCTC、警察、コミュニティ団体、若者・女性グループ等150名を対象に、調査結果を共有・検証するためのフォーラムを開催</p> <p><b>2.3. 若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）策定のためのカリキュラム・指針・手引きの作成</b>            ・若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）を策定するためのカリキュラム・指針・手引きを開発する。</p> <p><b>2.4. ステークホルダーの特定と連携関係の構築</b>            ・イースリー地区のステークホルダー（コミュニティ団体、治安組織、若者グループ等）を特定し、面談や本事業への活動を通じて共同関係を構築</p> <p><b>2.5. 若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の作成と活動の実施</b>            ・暴力的過激化に関する早期警戒・早期対応活動や啓発活動を含む、若者主体の過激化予防の行動計画（イニシアチブ）を作成し、関係者間で合意            ・若者による暴力的過激化予防活動を技術的に支援</p> <p><b>2.6. 若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の活動のモニタリング</b>            ・若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の活動を継続的にモニタリングし、支援が必要な場合は適切なサポートを実施</p>				
二年目	<p><b>2.4. ステークホルダーの特定と連携関係の構築</b>            ・ステークホルダー（コミュニティ団体、治安組織、若者グループ等）との調整会議を1.5ヶ月に1回程度（計8回）実施し、若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）および住民主体の暴力的過激化予防フレームワーク（戦略）への提言やフィードバックを受ける</p> <p><b>2.5. 若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の作成と活動の実施</b>            ・30人の心理社会的コミュニティワーカーに対して2日間の暴力的過激化予防研修（事前・事後評価を含む）、1日間のリーダーシップとピア・エデュケーション研修を実施            ・1年次に策定した暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の活動を若者が主体となり実施            ・若者による暴力的過激化予防活動の実施、運営の支援            ・心理社会的コミュニティワーカーから選抜された15人のユースリーダー</p>				

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">三年目</p>	<p>一が主体となって若者の暴力的過激化のための啓発イベントを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民主体の暴力的過激化予防フレームワーク（戦略）の策定のための調整委員会（構成員は心理社会的コミュニティワーカー、ユースリーダー、コミュニティ内の紛争や治安情報に精通している平和委員会 や Nyumba Kumi のメンバー、イスリー地区行政官チーフ）の設立</li> <li>・若者が世界の平和と安全に果たす役割について規定した国際連合決議 2250 の簡略版を 3,000 部作成し、イスリー地区の若者に配布</li> <li>・イスリー地区の若者 60 人と行政関係者・警察・平和委員会メンバー・教師等 20 人に対し、若者がコミュニティの平和に果たす役割を学ぶ 2 日間のワークショップを実施</li> <li>・住民主体の暴力的過激化予防フレームワーク（戦略）の策定</li> </ul> <p><b>2.6. 若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の活動のモニタリング</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の活動を継続的にモニタリングし、支援が必要な場合は適切なサポートを実施</li> <li>・若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の活動により、暴力的過激化が予防された成功例を記録</li> </ul>
	<p><b>2.4. ステークホルダーの特定と連携関係の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ステークホルダー（コミュニティ団体、治安組織、若者グループ等）との調整会議を実施し、若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）および住民主体の暴力的過激化予防フレームワーク（戦略）への提言やフィードバックを受ける</li> </ul> <p><b>2.5. 若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の作成と活動の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年次に策定した暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の活動を若者が主体となり実施</li> <li>・住民主体の暴力的過激化予防の枠組み（戦略）を印刷し、3,000 部を関係者に配布</li> <li>・ステークホルダー（コミュニティ団体、治安組織、若者グループ等）等を対象に、住民主体の暴力的過激化予防の枠組み（戦略）に係る 2 日間のワークショップを通じ、各アクターによる活動実施を促進</li> </ul> <p><b>2.6. 若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の活動のモニタリング</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の活動を継続的にモニタリングし、支援が必要な場合は適切なサポートを実施</li> <li>・事業終了後の若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の引継ぎのため、ユースリーダーを中心とするタスクフォース会議を実施</li> <li>・ステークホルダー間で若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）の活動状況に係るレビュー会議を実施</li> </ul>
<p><b>コンポーネント 3：若者の就業能力向上とキャリア構築支援</b></p> <p>上述の通り、事業内容をコミュニティ主体の暴力的過激化予防枠組みを策定することに変更したため、当初のコンポーネント 3 の内容を入れ替えた。本事業では、当初コンポーネント 2 の中で行う予定であった、ユースリーダーと対象地区の若者を対象にした就業能力向上支援の活動をコンポーネント 3 としている。</p> <p>1 年次事業の申請時</p>	
<p>一年目</p>	<p>3.1 ナイロビ市の暴力的過激化予防戦略策定の準備</p>

二年目	3.1 ナイロビ市の暴力的過激化予防戦略策定作業、草案の作成
三年目	3.1 ナイロビ市の暴力的過激化予防戦略策定作業、策定された暴力的過激化予防戦略の施行のための関係者への周知・啓蒙
第2年次申請（活動内容は主なもののみ。第1年次の事業変更含む。2年目の全活動は別紙1を参照）	
一年目	<p><b>3.1. 心理社会的支援チームメンバーとユースリーダーの収入源確保・収入向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30人の心理社会的支援チームメンバー（コンポーネント1の心理社会的コミュニティワーカー）とユースリーダー（コンポーネント2）に対し、収入源確保・収入向上支援研修（月次で計10回）を実施し、ビジネスの基本的な考え方（コスト、売り上げ、利益の計算方法等）や、稼業となりうるニーズを日常生活の中から発掘する方法を学ぶ。</li> <li>・心理社会的支援チームメンバーとユースリーダーのこれまでの経験や既に持っているスキルから、稼業に活用できそうな経験や知識を抽出する。</li> <li>・稼業となりうるニーズと自らが持つスキルを考慮し、心理社会的支援チームメンバーとユースリーダーそれぞれが二つ程度の稼業計画を立てる。</li> <li>・心理社会的支援チームメンバーとユースリーダーが上記で候補として挙げた稼業について、収益性や市場の競争力等を調査する。JCCPは右記調査実施のための助言や技術的な支援を行う。</li> <li>・収益性や市場の競争力等の調査結果を踏まえ、30人の心理社会的支援チームメンバーとユースリーダーが稼業として望ましい計画を一つ選択する。</li> <li>・上記で選択した稼業計画を最終化する。一年目の目標は稼業計画の最終化。</li> <li>・最終化した計画を基に、心理社会的支援チームメンバーとユースリーダーが順次、稼業を開始（初期投資費用やランニングコストは30人の心理社会的支援チームメンバーとユースリーダー自身が捻出）する。</li> <li>・稼業を開始した心理社会的支援チームメンバーとユースリーダーのビジネスの現場を訪れ、活動のモニタリングとフォローアップを実施</li> </ul> <p><b>3.2. キャリア構築と起業に関する情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イースリー地区の若者200人を対象にキャリア構築セミナーを2回実施（計400人に裨益。以下の起業セミナーの参加者とは別の参加者を想定。職業訓練校や大学等から講師を招き、ケニアの労働市場の動向や、求められるスキル等について情報提供）</li> <li>・イースリー地区の若者200人を対象に起業セミナーを2回（計400人に裨益。上記のキャリア構築セミナーの参加者とは別の参加者を想定。具体的な起業アイデアや成功談を若者に紹介し、起業に際して利用可能な支援サービスの情報（貯蓄信用組合等）や、実際の利用にあたって必要な手続きに関する情報提供）</li> <li>・15人のユースリーダーがセミナーに参加した他の若者を対象に、セミナーで情報提供した各サービスを使用できるよう必要な相談対応等のサポートを継続的に実施</li> </ul>
二年目	<p><b>3.1. 心理社会的支援チームメンバーとユースリーダーの収入源確保・収入向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一年目に最終化した稼業計画を基に、30人の心理社会的支援チームメ</li> </ul>

	<p>ンバーとユースリーダーが順次、稼業を開始（初期投資費用やランニングコストは30人の心理社会的支援チームメンバーとユースリーダー自身が捻出）する。二年目の目標は15人のメンバーの稼業支援開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・30人の心理社会的支援チームメンバーとユースリーダーの稼業計画とビジネスキット（稼業の安定化に必要な機材。例：一年目に手絞りの果物ジュース屋を開いたメンバーに対し二年目に向け生産性と収益拡大のため機械のジュースャーを供与する等）の配布案を最終化し、キットを配布。一年目に自費で開始した稼業を軌道に乗せ、安定的に収益を得られるようにすることを目指す。）キットの配布は心理社会的支援チームメンバーとユースリーダーが所属する現地コミュニティ団体を通じて実施し、キットの維持管理も当該団体が行う。</li> <li>・キットを配布した心理社会的支援チームメンバーとユースリーダーの稼業の現場を訪れ、活動のモニタリングとフォローアップを実施。一年目から継続的に実施している収入源確保・収入向上支援研修（3.1）で培った知識を実際の稼業で生かし、問題なく稼業を行っていることの確認を行う。</li> <li>・30人の心理社会的支援チームメンバーとユースリーダーに対し、収入源確保・収入向上支援研修を実施し、稼業の開始と継続に必要な知識を継続的（月次で計12回）に教授する。</li> </ul> <p><b>3.2. キャリア構築と起業に関する情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イースリー地区の若者200人を対象にキャリア構築セミナーを2回実施（計400人に裨益。以下の起業セミナーの参加者とは別の参加者を想定している。職業訓練校や大学等から講師を招き、ケニアの労働市場の動向や、求められるスキル等について情報提供。1年目から状況が変わっている場合は、最新の情報にアップデートし情報提供する）</li> <li>・イースリー地区の若者200人を対象に起業セミナーを2回（計400人に裨益。上記のキャリア構築セミナーの参加者とは別の参加者を想定。具体的な起業アイデアや成功談を若者に紹介し、起業に際して利用可能な支援サービスの情報（貯蓄信用組合等）や、実際の利用にあたって必要な手続きに関する情報提供。1年目から状況が変わっている場合は、最新の情報にアップデートし情報提供する）</li> <li>・15人のユースリーダーがセミナーに参加した他の若者を対象に、セミナーで情報提供した各サービスを使用できるよう必要な相談対応等のサポートを継続的に実施</li> </ul>
三年目	<p><b>3.1. 心理社会的支援チームメンバーとユースリーダーの収入源確保・収入向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二年目に稼業を開始していない心理社会的支援チームメンバーとユースリーダーも順次、稼業を開始（初期投資費用やランニングコストは30人の心理社会的支援チームメンバーとユースリーダー自身が捻出）する。三年目の目標は30人全員の稼業支援を開始し、事業終了後も安定的に稼業を実施できるようになること。</li> <li>・30人の心理社会的支援チームメンバーとユースリーダーのビジネスの現場を訪れ、活動のモニタリングとフォローアップを実施</li> <li>・30人の心理社会的支援チームメンバーとユースリーダーに対し、収入源確保・収入向上支援研修を実施し、継続的なビジネス運営に必要な知識を継続的（月次で計12回を予定）に教授。</li> </ul>

	<p><b>3.2. キャリア構築と起業に関する情報提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イースリー地区の若者 200 人を対象にキャリア構築セミナーを 2 回実施（計 400 人に裨益。以下の起業セミナーの参加者とは別の参加者を想定。職業訓練校や大学等から講師を招き、ケニアの労働市場の動向や、求められるスキル等について情報提供。2 年目から状況が変わっている場合は、最新の情報にアップデートし情報提供する）</li> <li>・ イースリー地区の若者 200 人を対象に起業セミナーを 2 回（計 400 人に裨益。上記のキャリア構築セミナーの参加者とは別の参加者を想定。具体的な起業アイデアや成功談を若者に紹介し、起業に際して利用可能な支援サービスの情報（貯蓄信用組合等）や、実際の利用にあたって必要な手続きに関する情報提供。2 年目から状況が変わっている場合は、最新の情報にアップデートし情報提供する）</li> <li>・ 15 人のユースリーダーがセミナーに参加した他の若者を対象に、セミナーで情報提供した各サービスを使用できるよう必要な相談対応等のサポートを継続的に実施</li> </ul>
<p><b>モニタリング評価</b></p>	
<p>1 年次事業の申請時</p>	
一 年 目	<p>4.1.1. 若者 45 人に対して事業開始時点・終了時の計 2 回のインタビュー調査を実施する。</p> <p>4.1.2. 45 人の事業関係者との事業評価フォーラムを 2 日間、実施する。</p>
二 年 目	<p>4.1.1. 若者 45 人に対して事業開始時点・終了時の計 2 回のインタビュー調査を実施する。</p> <p>4.1.2. 45 人の事業関係者との事業評価フォーラムを 2 日間、実施する。</p>
三 年 目	<p>4.1.1. 若者 45 人に対して事業開始時点・終了時の計 2 回のインタビュー調査を実施する。</p> <p>4.1.2. 45 人の事業関係者との事業評価フォーラムを 2 日間、実施する。</p> <p>4.1.3. 成功事例をドキュメントとしてまとめ、関係者や市内、及び過激化のリスクがある他県に配布する。</p>
<p>第 2 年次申請（第 1 年次の事業変更含む。）</p>	
一 年 目	<p>4.1. 裨益者の 45 人（本事業の啓発活動やセミナーに参加したイースリー地区の若者 15 人、イースリー地区の平和委員会やコミュニティ団体等のステークホルダーの女性 15 人、イースリー地区の平和委員会やコミュニティ団体等のステークホルダーの男性 15 人）に対して、事業終了時にインタビュー調査を実施する。</p> <p>4.2. 45 人の事業関係者（行政関係者、警察、宗教指導者、コミュニティ団体、教師、平和委員会、心理社会的コミュニティワーカー、ユースリーダー）との事業評価フォーラムを実施する。</p>
二 年 目	<p>4.1. 裨益者の 45 人（本事業の啓発活動やセミナーに参加したイースリー地区の若者 15 人、イースリー地区の平和委員会やコミュニティ団体等のステークホルダーの女性 15 人、イースリー地区の平和委員会やコミュニティ団体等のステークホルダーの男性 15 人）に対して、事業終了時にインタビュー調査を実施する。</p> <p>4.2. 45 人の事業関係者（行政関係者、警察、宗教指導者、コミュニティ団体、教師、平和委員会、心理社会的コミュニティワーカー、ユースリーダー）との事業評価フォーラムを実施する。</p>

三 年 目	<p>4.1. 裨益者の 45 人（本事業の啓発活動やセミナーに参加したイースリー地区の若者 15 人、イースリー地区の平和委員会やコミュニティ団体等のステークホルダーの女性 15 人、イースリー地区の平和委員会やコミュニティ団体等のステークホルダーの男性 15 人）に対して、事業終了時にインタビュー調査を実施する。</p> <p>4.2. 45 人の事業関係者（行政関係者、警察、宗教指導者、コミュニティ団体、教師、平和委員会、心理社会的コミュニティワーカー、ユースリーダー）との事業評価フォーラムを実施する。</p>
<p>裨益人口：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直接裨益人口：2,472 人【心理社会的コミュニティワーカー30 人、就業セミナーおよびキャリア構築セミナーの参加者のべ 800 人、カウンセリングを受けるイースリー地区の住人のべ 242 人、ユースリーダー主体の若者の暴力的過激化予防の啓発イベントへの参加者のべ 1,400 人</li> <li>間接裨益人口：約 7,500 人【イースリー地区の住人（1 人の直接裨益者に対しその家族 3 人を想定。ケニアの家族の 6 割以上が構成人数 4 人以下であること、また本事業の直接裨益者の多くが若者であり平均構成人数より少ない家族人数であることが想定されるため 3 人に設定）】</li> </ul>	
(6) 期待される成果と成果を測る指標	<p>【期待される成果】</p> <p><b>コンポーネント 1</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>持続可能な心理社会的サポート体制が構築される。</li> <li>暴力的過激主義のリスクに晒されている若者に心理社会的支援を提供するコミュニティメンバーの能力が向上する。</li> </ul> <p><b>コンポーネント 2</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>若者主体の暴力的過激化予防の行動目標（イニシアチブ）が策定され、活動が実施される。</li> <li>若者主体の暴力的過激化予防の行動目標（イニシアチブ）の活動がモニタリングされる。</li> </ul> <p><b>コンポーネント 3</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心理社会的支援メンバー及びユースリーダーの経済的能力が向上する。</li> <li>就業とキャリア構築に関する情報がコミュニティで提供される。</li> </ul> <p>【成果を測る指標】（指標：基準値→目標値）</p> <p><b>コンポーネント 1</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設置されたセラピールームの数：3→6</li> <li>カウンセリングの解決事例割合：1 年目の結果→25%</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>心理社会的支援を提供するスキルを向上させ、イースリーの若者が抱える課題を見つけ対処できるようになると同時に、適切な紹介先（学校、病院、警察等）に紹介できるようになった心理社会的支援メンバーの数：0→30</li> <li>心理社会的支援メンバー代表、警察官、病院、学校、行政を含むリファラル先及び関係者を対象に、カウンセリングの結果得られた課題の共有と関係構築のモニタリングのための会合の実施数：0→6</li> </ul>

	<p><b>コンポーネント 2</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民主体の暴力的過激化予防フレームワーク（戦略）の策定のための調整委員会の設立：0→設立される</li> <li>・若者主体の暴力的過激化予防の行動計画（イニシアチブ）のうち、実施された活動の数：0→ベースライン調査の結果を踏まえ決定</li> <li>・ユースリーダー主体の若者の暴力的過激化予防の啓発イベントに参加した若者の数：0→1,400</li> <li>・ステークホルダーとの調整会議の開催数：0→8</li> <li>・住民主体の暴力的過激化予防フレームワーク（戦略）の策定：0→策定される</li> </ul> <p><b>コンポーネント 3</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メンターシップの開催数：0→12</li> <li>・開始または拡大されたビジネス数：0→15</li> <li>・キャリア構築セミナー参加者の満足度（参加者の一部に質問表を配布）：0→60%以上</li> <li>・起業セミナー参加者の満足度（参加者の一部に質問表を配布し平均値を測る）：0→60%以上</li> </ul> <p><b>「TICADVにおける我が国取組」の該当箇所</b></p> <p>「繁栄の共有のための社会安定化促進」分野の取組の一つである「平和で安定したアフリカの実現に向けて、5万人への職業訓練を含む約960万人の人材育成及び約5億ドル（約520億円）の支援を実施する」に寄与する。30人の若者を心理社会的コミュニティワーカーとして育成し、平和構築に資する地域人材を育成し、本取組に寄与する。</p>
(7) 持続発展性	<p><b>1. 若者の能力強化</b></p> <p>イスリー地区の若者30人がコミュニティ住民に心理社会的支援を提供できるよう心理社会的コミュニティワーカーとして育成する。加えてセラピールームの維持管理方法やカウンセリング履歴の管理方法などを指導することで、事業終了後も持続的にコミュニティ内で心理社会的支援が提供されることを目指す。なお、セラピールームの維持管理にかかる経費は、コンポーネント3で実施する心理社会的コミュニティワーカーの経済的能力の向上により獲得される予定。心理社会的コミュニティワーカーが起業するビジネスから生じる収入から賄われる。心理社会的支援分野の専門的な知見を有する現地NGO（Action Support Care Center（ASCC））と連携することで、事業終了後も、心理社会的コミュニティワーカーが継続的に指導を受けられる環境が維持されることを目指す。</p> <p><b>2. 現地関係者とのネットワーク構築とコミュニティの主体性</b></p> <p>若者主体の暴力的過激化予防の行動目標（イニシアチブ）の策定・実施支援においては、コミュニティ住民、地域指導者、行政機関、警察などの関係者間の連携を促進する。これにより、ソマリ系の多いイスリー地区固有の事情に即した現実的な行動目標をコミュニティが主体となって作成することが可能となる。本行動目標は、本事業（第2年次）終了時に「住民主体の暴力的過激化予防の枠組み（戦略）」としてまとめられる予定である。</p>